

水産物部関係団体各位

札幌市中央卸売市場  
市場長 片貝 太

### 新型コロナウイルス感染防止のための取引方法変更の期間延長について

平素より、当市の市場行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当市場の新型コロナウイルス感染防止対策については、これまで卸売場でのマスク等着用義務化や取引方法の変更（せり取引を入札又は相対取引へ変更）などの対策を講じてきたところです。

この度、北海道についても国による緊急事態宣言が解除されました。また、市内の感染者数は減少傾向にあり、いわゆる第 2 波のピークも過ぎ、収束まであと一歩のところまで来ている状況となっているものの、外出自粛等が継続されるなど予断を許さない状況が続いております。

つきましては、水産物部においては、上記状況を踏まえ、引続き安全・安心な生鮮食料品を安定供給するという市場機能の維持と当市場が感染媒介の場所となることを防止するため、下記のとおり取引方法変更の期間を延長することといたします。

水産物部市場関係団体の皆様におかれましては、諸般ご賢察のうえ、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

#### 記

#### 1 取引方法変更の期間延長について

水産物部の取引方法変更（せり取引を入札又は相対取引に変更）期間を、6 月 4 日（木）から 6 月 20 日（土）まで延長することとする。

※ 但し、感染の状況によっては期間を短縮もしくは再延長する場合があります。

#### 2 遵守事項等について

- (1) 卸売業者、仲卸業者、売買参加者、買出人等は卸売場に入場する場合は、マスクもしくはマスクに準ずるもの（タオル等）及び帽子・標識を必ず着用すること。守られない場合は、卸売場に入場することはできないものとする。また、繰り返し注意しても守られない方については、処分も含めて対応を検討します。
- (2) 咳エチケット、手洗い、消毒にご協力をお願いします。
- (3) 食品の汚染防止のため、素手で直に生鮮食料品に触れないようお願いします。
- (4) 店舗等での試食については、慎重に判断していただき、提供される場合は、衛生上の細心の注意を払ってください。
- (5) 発熱、せきなどの症状がある方は、入場させず、休ませるなどの対応をお願いいたします。
- (6) 根拠が曖昧で不確実な情報に惑わされないようお願いいたします。なお、市場内の感染事例については、5 月 27 日（水）時点で、保健所等からの報告もなく、開設者は確認をしておりません。